

# Harmony通信 2014,12

vol.118

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232





## 「有期雇用特別措置法案」成立

### ◆来年4月1日施行予定

10月29日に、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」(有期雇用特別措置法案)が参議院本会議で可決されました。そして11月21日の衆議院本会議で賛成多数により可決、成立しました。これにより、同法は2015年4月1日より施行されることとなります。この法案は、今年の通常国会に提出されたものの成立せず、臨時国会で継続審議となっていたものです。来年4月1日に施行される予定となっていますが、施行に伴い企業の実務に大きな影響がありそうです。

### ◆法案の内容

法案の内容ですが、下記(1)および(2)の者について、労働契約法で定められている「無期転換申込権」発生までの期間(通算5年)に関する特例を設ける(=無期転換させない)というものです。

- (1) 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門知識等を有する有期雇用労働者
- (2) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

上記(1)の「高度専門職の有期契約労働者」については『一定の国家資格保有者』『年収1,075万円以上の技術者、システムエンジニア、デザイナー』等が想定されていますが、これらの者を雇用する企業の割合は全体から見るとあまり多くないかもしれません。しかし、(2)の「定年後再雇用の有期契約労働者」を雇用している企業はかなり多いことと思います。

### ◆「計画書」の作成・提出が必要に

企業が、上記の労働契約法に基づく無期転換に関する特例の適用を受けるためには、「対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画」(計画書)を作成・提出して、**厚生労働大臣の認定**を受ける必要があります。計画書にどのような内容を記載するのか、提出すべきタイミングはいつなのか、計画書は毎年提出しなければならないのか等については、今後、厚生労働省令等で明らかになってくるものと思われます。

いずれにしても、実務上、新たな業務が発生することとなりますので、厚生労働省から発表される情報に注目しておく必要があります。

#### 編集後記

2014年も残すところあとわずかとなりました。暮れも押し迫りますと、メディアをはじめ、職場や家庭でも「今年の10大ニュース」が話題になりがちですが、皆様にとって今年特に印象深かったできごとは何でしょうか。私共Harmonyで振り返りをしてみますと、やはり、事務所移転をし、年明けから現在の場所で営業を開始したことが一番大きな出来事だったように思います。事務所の前の路地が時間によって一方通行の向きが変わるなど、お客様にご面倒をおかけしていることもあります。地下鉄の駅も近くなり、以前はフロアが分かれていた事務所が、ひとつのフロアとなったことで、昨年までお客様にご不便をおかけしていた点を少しは解消できたように思います。来る2015年、年末に挙げる皆様それぞれのニュースの中にひとつでも多くの喜ばしい出来事がランクインするよう、精一杯お手伝いをさせていただきます。新しい年もどうぞよろしくお願ひ致します。

## パートタイマー労働法改正～H27.4 施行

「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を労働条件通知書に記載するモデルが公表されています。

### ◆改正法で労働条件に関する説明を義務化

改正パートタイム労働法が来年4月1日から施行されます。改正により、事業主は、パートタイマーの雇入れ時や契約更新時に労働条件(賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正社員転換等の措置内容等)について説明する義務を負うこととなります。パートタイマーを同時に複数雇い入れたりする場合には、個々に説明する方法ではなく対象労働者を集めて説明会を開催する等の方法によって説明することも認められますが、労働条件は文書等(電子メールやFAXでも可)によって交付しなければならず、これに違反した場合は10万円以下の過料に処せられます。

### ◆労働条件通知書の変更箇所は？

今般、厚生労働省が示すモデル労働条件通知書の様式が法改正に合わせて変更となり、同省のパンフレット「パートタイム労働法のあらまし」に掲載されています。具体的には、新たに「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を記載するスペースが設けられました。この「相談窓口」は、改正法により、パートタイマーからの相談に対応するための体制整備が事業主の義務とされたため、パートタイマーを雇い入れているすべての事業主が対応にあたる担当者または担当部署を決定して、整備しておかなければなりません。

### 大卒就職者の3割以上が3年以内に離職 (平成23年3月卒業者の状況)

リーマン・ショック後の2011年3月に大学を卒業後、就職して3年以内に離職した人の割合が32.4%(前年度比1.4ポイント増)となったことが、厚生労働省の調査でわかりました。業種別では、「宿泊・飲食サービス業」が52.3%、「生活関連サービス・娯楽業」が48.6%など、サービス業での離職率が高い数字が見られました。[関連リンク] 新規学卒者の離職状況  
～新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は  
大学32.4%、高校39.6%といずれも前年比増～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000062635.html>

## Harmony通信 2014.12

#発行: 2014年12月10日

#編集・構成: 合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

